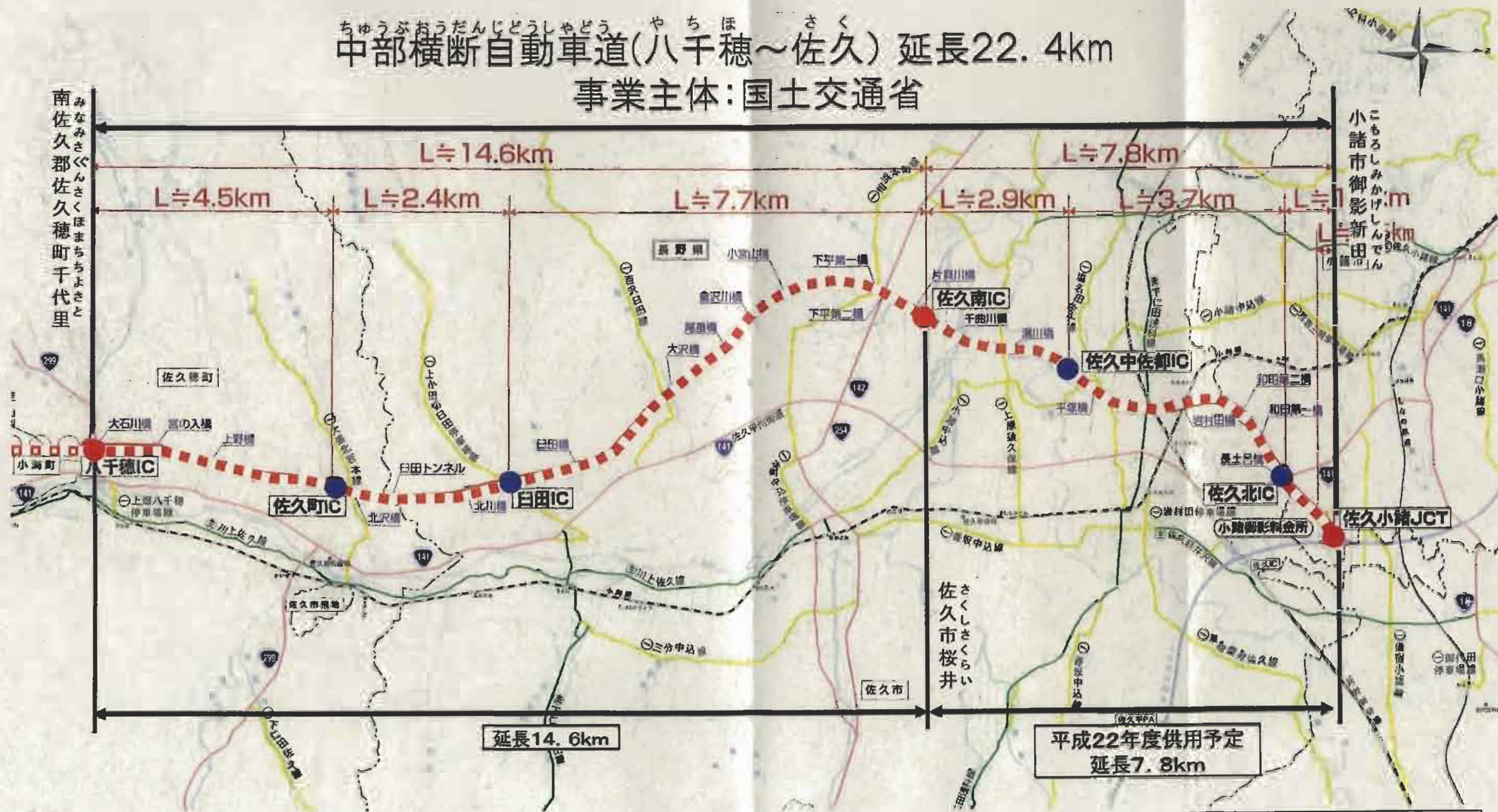


ちゅうぶおうだんじどうしゃどう やちほ さく  
**中部横断自動車道 (八千穂～佐久)**

ちゅうぶおうだんじどうしゃどう やちほ さく  
**中部横断自動車道(八千穂～佐久) 延長22.4km**  
 事業主体: 国土交通省



南佐久郡佐久穂町千代里

小諸市御影新田

延長14.6km

平成22年度供用予定  
延長7.8km

供用済	■■■■■
事業中	■■■■■
未事業化	□□□□□

用地進捗率 約95%  
 【平成22年10月末現在】

※佐久小諸JCT、佐久、佐久中佐都、佐久南ICを除くIC名、橋名、トンネル名は仮称

# 屋外広告物条例の概要について

## 1 屋外広告物条例による規制等について

### (1) 趣 旨

良好な景観形成を図り、公衆に対する危害防止のために屋外広告物を規制

### (2) 屋外広告物の定義：以下の4要件をすべて満たすこと

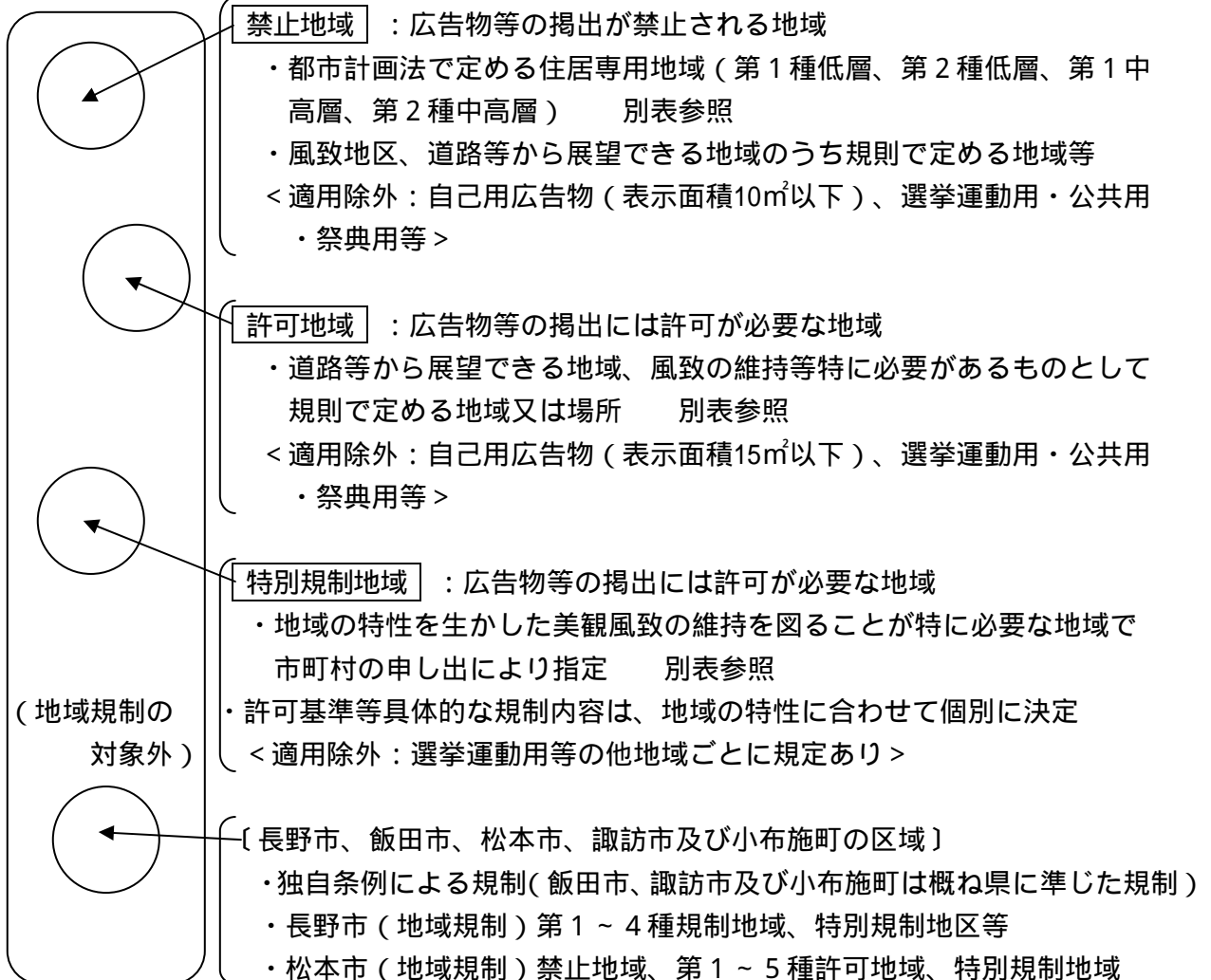
- ・ 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ・ 屋外で表示されるもの（ガラス面の屋内側から表示されたものは対象外）
- ・ 公衆に表示されるもの
- ・ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

### (3) 規 制

#### ア 物的規制

- ・ 表示禁止物件：広告物等を表示又は設置してはならない物件  
橋、街路樹、銅像、消火栓、公衆電話ボックス、電柱等
- ・ 禁止屋外広告物：表示又は設置してはならない広告物  
地色に彩度15以上の色を使用したもの、蛍光塗料または夜光塗料を使用したもの等

#### イ 地域規制



一定規模以上の特定外観意匠（屋外広告物の表示等）については、景観法に基づく届出が必要となる。

## 2 最近の屋外広告物条例の主な改正事項等について

### (1) 景観法との整合（改正条例18. 4. 1 施行）

ア 表示禁止物件の追加：景観法に定める景観重要建造物等を追加

イ 景観行政団体である市町村による屋外広告物条例の策定（長野市以外は屋外広告業に関する事務を除く）

- ・策定済：長野市（中核市、11. 4. 1 施行）、小布施町（18. 4. 1 施行）、飯田市（20. 1. 1 施行）、松本市（21. 1. 1 施行）、諏訪市（22. 4. 1 施行）

### (2) 屋外広告業の適正な運営の確保

屋外広告業登録制度の創設（届出制 登録制）（改正条例18. 4. 1 施行）

- ・屋外広告業の登録、講習会の開催、業者への指導・助言・勧告等
- ・申請等の窓口：建設部建築指導課（長野市内で業を営む場合は長野市）
- ・23. 1. 1現在 登録件数：542件（内 県内業者241件）

## 別表 地域指定の現況について

禁止地域	許可地域	特別規制地域
住居専用地域 : 31市町村 (長野市、松本市、 飯田市、諏訪市、 軽井沢町、小布 施町を除く) 6,057.6ha 風致地区：8地区 1,643ha 道路等接続地域 ・高速道：3路線 256.8km ・一般道：73路線 339.8km ・鉄 道：3路線 69.7km (計 666.3km)	道路等接続地域 ・高速道：3路線 256.8km ・一般道：17路線 66.8km ・鉄 道：3路線 96.5km (計 420.1km) 良好な景観形成を 図る地域等 ・駅前広場(15箇所) 6.0ha	軽井沢町 上信越高原国立公園の特別地域を除く地域 12,866ha 国道117号沿道 豊田飯山インターチェンジから新潟県との 境界まで 37.1Km 長和町大字和田 八ヶ岳中信高原国定公園の区域を除く地域 5,941ha 白馬村 中部山岳国立公園の区域を除く地域 11,900ha 八ヶ岳エコーライン 広域営農団地農道（八ヶ岳エコーライン） 沿道両側 300m 16.4km